

歴史まちづくり

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



歴史まちづくり法とは

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な市街地の環境(歴史的風致)を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

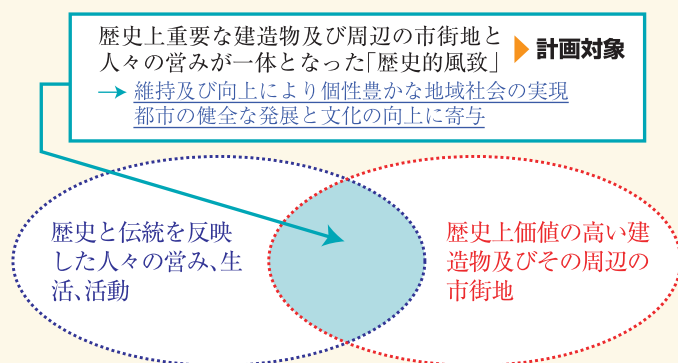
歴史的風致とは・・・

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義(法第1条)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。



地元で「うだつの上がる町並み」と呼ばれている重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な市街地の環境を形成している。(岐阜県美濃市)



「歴史的風致」の概念図

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方

歴史的風致の構成要素である「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含みます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができます。



生活習慣：雄川堰の利用(群馬県甘楽町)



生業：醤油醸造(和歌山県湯浅町)



工芸技術：萩焼(山口県萩市)

「歴史及び伝統を反映した人々の活動」のイメージ